

戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令の概要 (平成20年総務省・法務省令第1号、平成20年3月28日公布)

総務省自治行政局市町村課

1 改正理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行に伴い、戸籍の附票の写しの交付について、

① 本人等請求、② 公用請求、③ 第三者請求

のそれぞれの場合に応じ、請求又は申出の際の手続、明らかにすべき事項、本人確認方法等を規定するため、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）の一部を改正するもの。

2 改正内容

※ 各条の内容は住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令（平成20年総務省令第38号）による住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）の一部改正に準じる。

(1) 本人等請求について

請求の手続及び明らかにすべき事項（第1条）

本人確認方法（第2条）

代理人等の権限を明らかにする方法（第3条）

(2) 公用請求について

請求の手続及び明らかにすべき事項（第5条）

本人確認方法（第6条）

(3) 第三者請求について

申出の手続及び明らかにすべき事項（第7条）

本人確認方法（第8条）

代理人等の権限を明らかにする方法（第9条）

(4) その他所要の規定の整備。

3 施行期日

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成20年5月1日）